

# 郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則

平成3年3月19日

郡山市教育委員会規則第5号

郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則(昭和40年郡山市教育委員会規則第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会は、郡山市中央図書館長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき事項とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第3条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要があるときに招集する。

(議長及び副議長)

第4条 協議会に議長及び副議長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(職務)

第5条 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数で成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の会議に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。